

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月三日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂 田 竜 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたまふじみ野所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
入間郡三芳町大字上富字八軒 家二一〇二番一地从先から同郡 同町大字上富字八軒家二一〇 二番一地从先まで		区 間
九・六六〇	九・〇一〇 九・一〇	敷地の幅員 (メートル)
三〇・〇七		延長 (メートル)
道路整備事業による。		備考